

平成29年

第1回市議会定例会 報告第3号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、被告との和解を平成28年12月13日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 被告 住所 * * * * *

氏名 * * * * * (債務者)

2 和解額 1, 128, 600円

3 支払方法

(1) 被告は、原告に対し、次のとおり分割して、毎月10日限り、原告方に持参または送金して支払う。

ア 平成29年1月から平成38年4月まで10, 000円ずつ

イ 平成38年5月に8, 600円

(2) 被告が、前項の分割金の支払を怠り、その額が2万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失う。

4 和解の専決処分の日 平成28年12月13日